長浜市連合自治会の役員が決まりました

問 市民活躍課 ☎65・8711

長浜市連合自治会定期総会(書面会議)が開催され、今年度の役員が報告されました。会長、副会長、監事は次の皆さんです。

▲椙本 一孝 氏

会　長　椙本(すぎもと) 一孝(かずたか) 氏(第二連合)
副会長　江崎(えざき) 道幸(みちゆき) 氏(西黒田連合)
　　山田(やまだ) 幸実(ゆきみ) 氏(七尾連合)
　　池田(いけだ) 金夫(かねお) 氏(高時連合)
監　事　本野(ほんの) 宇市(ういち) 氏(上草野連合)
　　岩根(いわね) 秀樹(ひでき) 氏(木之本連合)

多文化共生のまちづくり市民会議への参加者を募集します

問 市民活躍課 ☎65・8711 FAX65・6571
〒526-8501 八幡東町632 ✉katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

国籍にかかわらず、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、「長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議」を開催します。

当会議で、多文化共生の取組みについてご意見をいただける人を募集します。

【対象】
4月1日現在、市内在住または在勤の18歳以上で、多文化共生に関心のある人

【募集人数】 2人程度(選考により決定)

【活動内容】
年2回程度開催する会議への出席

【応募方法】
応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送、FAX、メールでお申し込みください。
※応募用紙は担当課または、市ホームページからダウンロードしてください。

【応募締切】 6月22日(火)必着

避難支援・見守り支えあい制度

問 社会福祉課 ☎65・6536
高齢福祉介護課 ☎65・7789

「いつも」のつきあいが「もしも」に活きる

高齢者や体の不自由な人の避難支援では、日ごろからの声掛けや、協力して行動する「支えあいの体制」が重要になります。

市では「避難支援・見守り支えあい制度」により、身近な自治会組織が主体となった避難支援体制づくりを支援しています。この制度は、ひとり暮らしの高齢者や体が不自由な人などから申し出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくるとともに、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

【登録方法】
申請書類を下記まで提出してください。申請書類は下記窓口にあります。郵送をご希望の場合は、担当課までご連絡ください。
※登録はいつでも受け付けています。

自治会長や民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会などにご相談ください。

【登録対象者】
ひとり暮らし高齢者や重いしょうがいのある人など、日常生活に手助けが必要な人や、避難をする際に支援が必要な人

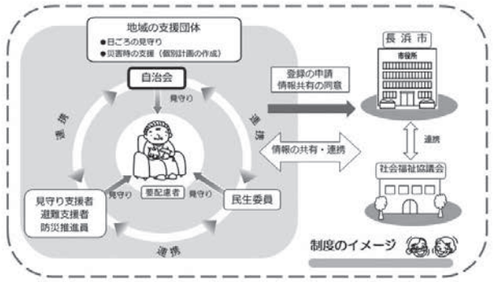

【提出先】
高齢福祉介護課〈本庁舎1階〉
☎65・7789
しょうがい福祉課〈本庁舎1階〉
☎65・6518
社会福祉協議会〈さざなみタウン3階〉
☎62・1804
※制度の内容や登録手続きの方法について、説明する出前講座もありますので、左記までお問い合わせください。
社会福祉課〈本庁舎1階〉
☎65・6536

日本語教室のボランティア講師を募集しています

問 長浜ユネスコ協会事務局（生涯学習文化課内）
☎65・6552 ✉syoubun@city.nagahama.lg.jp

長浜ユネスコ協会では、市内に暮らす外国人の生活を支援するため、日本語教室を開講しています。

日本語教育に関心がある人や国際交流に携わりたい人はご連絡ください。
※授業は日本語で行います。
※資格は不要です。

【開講日】 週2回(水・土曜日)
19時～20時30分
※どちらかの曜日だけでも可

【会　場】 長浜市多文化共生・国際文化交流ハウスGEO(ジオ)(神照町)

【申込み】 電話またはメールで担当課までお問い合わせください。

ご利用ください「行政相談」

問 総務課 ☎65・6503

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記などに関する国の事務(県・市町に委任している事務なども一部含みます)で困ったときは、お気軽に行政相談委員までご相談ください。

市内の行政相談所の開設場所・日時については17ページをご覧ください。

※行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者であり、**ご相談は無料・予約不要・秘密厳守です。**

認知症カフェの開催を支援します

問 高齢福祉介護課 ☎65・7841

認知症カフェを開催する団体等に対して補助金を交付します。

【認知症カフェとは】
認知症のある人とその家族、地域の人、支援する専門職等の誰もが気軽に集い、相談することができる場所です。

【補助対象者】
市内で認知症カフェを開催する団体等

【補助対象事業】
○市内で年間6回以上開催し、1回につき2時間以上かつ2か月に1回以上(補助事業を開始する初年度においては、年間4回以上)開催すること。
○認知症のある人とその家族が、1回につきおおむね2人以上参加すること。
○認知症の相談に対応できる専門職等を1人以上配置すること。
○認知症キャラバンメイト、認知症サポーター等の市民ボランティアを積極的に受け入れること。
○補助金交付後、1年以上継続して実施すること。

【補助金額】
○カフェの立上げ等のための備品購入費
1団体あたり1会計年度に1回、対象経費の2分の1(限度額2万円)
○カフェの運営にかかる経費
開催1回あたり6,500円
※補助対象経費は、人件費、謝金、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料等です。飲食費および備品の購入費は対象になりません。
※年間12回までを上限とし、補助限度額と補助対象経費のいずれか少ない額とします。

【申込み】
申請書は、市ホームページからダウンロードできます。カフェの開催日までに、直接担当課に提出してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。